

## (資料 2) オーガニック雫石 PGS 有機栽培原則

### 前文:

オーガニック雫石 PGS 有機栽培原則は有機農産物の日本農林規格 (JAS) をベースとし、IFOAM PGS のガイドラインを取り入れて構成されたものである。

### 有機農業の定義

オーガニック雫石 PGS は国際有機農業推進連盟 (INTERNATIONAL FEDERATION OF ORGANIC AGRICULTURE MOVEMENT) の原則とガイドラインのもとで運営される。

従って、有機農業の定義は IFOAM のそれを採用している：

有機農業は土壌の健康、生態系、人類を支える生産システムである。

それは生態系のプロセス、生物多様性、地域の条件に適合する循環によって成立しており、有害な影響を及ぼす肥料を使用しないことを前提としている。

有機農業とはこの仕事をしているすべての人々が共有する環境や公正な関係、素晴らしい人間らしい生活を享受することが出来るように伝統、革新、科学を組み合わせた活動を示している。

### 栽培原則：

#### 1. 土壌管理

有機農業は土壌から始まる。作物の健康は土壌の健康によっているということが基本原則である。圃場は明確な土壌肥沃管理システムを現場で持っていなければならない。

このシステムは以下を含んでいなければならない：

- a. 土壌内に有機物質のレベルを増やすメカニズム、例えば動物性肥料、堆肥、敷き藁、緑肥カバー作物などを入れたことによる微生物の育成。
- b. これらの投入物は以下のようなものから構成されていなければならない。  
優先順位の高い順に並べると
  - i. 現地の原料を使って農場で作られたもの・生産されたもの (圃場内循環)
  - ii. 隣接する農場やグループから供給されたもの。動物の肥料は使う前に堆肥化しなくてはならない。化学肥料は使えない。
  - iii. 認定された業者から購入したもの。

土壌の PH とミネラルバランス：土壌は上記 a. b. にある原則によっても、最適な有機農産物生産の為に必ずしもバランスが出来ていない場合がある。

ミネラルや岩塩の追加は投入物が下記の条件を満たせば許容される。

- i. 有機肥料であること。
- ii. 化学肥料ではないこと。

## 2. 作物管理

### ・植栽

植え付け・種まきの計画には予防的な害虫管理と益虫の生活環境を確実にする生態原則を組み入れること：

- i. 間作
- ii. 輪作
- iii. 生物多様性の管理
- iv. 緑肥等土壌を肥沃にしたり保護するために植える植物

種と苗の管理：

採種栽培の原則と種子バンキングを目標とすべきである。

これは種子交換のネットワークづくり推進とかかわりがある。もし、種子や苗を購入する場合は下記の原則に従う必要がある。：

- v. 有機の種子や苗は確認できるところから購入する。
- vi. 有機の種子苗の入手が困難な場合は従来の種子や苗を PGS 評価チームの許可を得て使うことができる。
- vii. いかなる遺伝子操作された種子や苗は有機農業では使用しない。

## 3. 水管理

持続性のある資源管理と水の安全性の原則を守ること

- a. 水の使用は水の保護とリサイクルやリユースがどこでも可能であることを保証するように管理すること。
- b. 水は灌漑の為に適していなければならないし、安全の為に必要に応じて試験をすること。

## 4. 生態系管理

有機農場は環境や生態系の中の一つの構成要素である。

バランスの取れた管理とこの有機システムの維持は有機農産物生産の為に重要である。

管理は以下を含む

- a. 継続性のある土地管理—土地を利用するための焼畑農法は許可されない。
- b. 湿地や重要な鳥や動物の繁殖地は守られなければならない。
- c. 原生地や原生林は守られ、環境法（「原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業の執行承認取扱要領」について 公布日：平成 17 年 10 月 1 日 環自計発 051001004 号）に従って使われなければならない。
- d. もし生産物が原生地で収穫（キノコ、山菜）された場合には当該の収穫場所は明確に記録され、書類にまとめられなければならない。

野生動植物保護地区では自然環境保全法第 4 章自然環境保全地域第二節保全第 26 条三項に従わなければならない。

## 5. 病虫害管理

全ての先行するオーガニック雫石 PGS 有機栽培原則が正しく実践されれば、病虫害対策の必要性は最少にできる。

もし、

- a. 土壌が健康でバランスがとれている、
- b. 作物が生態系の原則に従って植えられている、
- c. 水源が清潔、
- d. そして生態系が正しく管理されている。

とすれば、

作物と動物は健康であり、病虫害の管理は最少に抑えられる。

生産者はこれらすべての要因を完全に管理する方法をもっている訳でなく、自然の不均衡が病虫害の急激な発生を伴う場合がある。

これらは以下の優先順位で管理することとする：

- a. 害虫撃退用の植物や植え込みを作ること。
- b. 病虫害の管理の為に認定された天然品の混合薬や農場で作られた抽出薬の使用。
- c. バイオダイナミック(有機農法・自然農法の一つで、循環型農業である)とほかの認定された微生物の調合剤の使用。
- d. 有機農業で使用が認められた製品。
- e. 化学殺虫剤や、除草剤は使わない。

## 6. 汚染・汚染物質管理

農場や生産設備は化学・工業汚染物質によって汚染される危険性がある。

具体的には隣接した慣行農場からのスプレー飛散、道路からの流出雨水などである。

もしこれらの危険性が農場の中や周りで明らかな場合は汚染を防ぐ対策が必要となる。

具体的には：

- a. いかなる可能性のある汚染の広がりを防ぐ農場の緩衝帯の設置
- b. ペンキ、燃料、油落しの薬品などの石油化学製品の別管理
- c. 作物の汚染を防ぐためにすべての機械や用具の適当な洗浄

## 7. 収穫と梱包

- a. すべての器具、車両とコンテナは洗浄され、有機生産物収穫のために使用される前に残渣が無いようにして、生産物を汚染してはならない。
- b. 出荷時に梱包に使われる材料は環境への影響を考慮しなければならない。  
リサイクルができる梱包や包装資材を利用し、リサイクルすることを原則とする。
- c. 化学殺菌剤、防腐剤、燻蒸剤を含む梱包用の材料は使用できない。

## 8. 洗浄、消毒、下水設備

- a. 有機生産の為に認証された洗浄と消毒用薬剤だけが使用できる。
- b. 食品の安全を保証するために食品衛生管理法

([http://www.chizai.tw/uploads/20120419\\_771403007\\_%E9%A3%9F%E5%93%81%E8%A1%9B%E7%94%9F%E7%AE%A1%E7%90%86%E6%B3%95201203.pdf?PHPSESSID=0aef8e150a2405125a085d83a610ac2f](http://www.chizai.tw/uploads/20120419_771403007_%E9%A3%9F%E5%93%81%E8%A1%9B%E7%94%9F%E7%AE%A1%E7%90%86%E6%B3%95201203.pdf?PHPSESSID=0aef8e150a2405125a085d83a610ac2f))

に従わなければならない。

## 9. 社会的公正性

- a. 雇用は労働基準法及びその関連法・施行規則などに則っていなければならない。
- b. 子どもの権利もユニセフの子どもの権利条約

[http://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig.html](http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)

に従わなければならない。

## 10. 文書と記録

個々の生産者またはオーガニック零石は下記の閲覧可能で適切な記録集を備えていなければならない。

- a. 地図、生産と収穫の場所
- b. 農場のシステムに投入されたすべての購入物・補助金（含む寄付）の記録
- c. 植え付け、収穫及び売上記録は電子システム上に記録される。

これらの記録集はオーガニック零石へ送る必要はないが、定期的な評価をしている間には閲覧できなければならない。

その記録はどのような様式であっても評価者によって正確に理解され、明確な購入、生産販売の情報が提供されていれば良い。オーガニック零石はこのような記録を維持することが難しい新規の生産者を支援する。